

社会福祉法人郵住協福社会 役員の手当に関する規程

(目的)

第1条 この規程は社会福祉法人郵住協福社会（以下本会）の役員の手当に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(役員勤務別)

第2条 本会の役員は次の通りとする。

理事長	非常勤
その他の理事	非常勤
監事	非常勤
第三者委員	非常勤
評議員	非常勤

(会議等の出席の手当)

第3条 会議（理事会、評議員会その他これに準ずるもの）等の出席者に対し、1回につき次のとおり支給する。

会議1回につき	日当 8,000円
監査を行なった場合の監事手当	日当10,000円
苦情処理会議を行なった場合の第三者委員の手当	日当10,000円

付則

この規程は、平成6年7月28日より施行する。

この規程は、平成14年4月1日より施行する。

この規程は、平成27年4月1日より施行する。

この規程は、平成28年4月1日より施行する。

この規程は、平成29年4月1日より施行する。